

議会事務局				編さん番号			
起案	平成 19 年 8 月 27 日	施行	平成 年 月 日				
決裁	平成 19 年 9 月 3 日	完結	平成 年 月 日				
分類番号	002-007	保存年限	永年				
番号	川 収 発 第	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）					
公開・非公開の区分	部分公開		個人情報	無			
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）						
時限非公開	解除予定年月日（ 年 月）						
件名	総務常任委員会6月定例会会議録（要点筆記）						
問い合わせ	別添のとおり、報告いたします。						
決 裁 欄	議長 	委員長 	局長 	課長 	副主幹 	小主任 	起案者 長澤 章臣
合 議	局次長 	課長補佐 	主査 	主事 	調査係 	電話 2267	公印承認 文書主任
決裁後供覧					意見又は処理方針		

(別紙)

おはようございます。

本日は、公私ともにお忙しいなかを当委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。過白設置されました総務常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたしたいと存じます。

早速でございますが、当委員会の年長委員は、[REDACTED] 委員さんでございますので、委員会条例第10条第2項の規定により臨時委員長をお願いいたしまして、委員長の互選方をお願いいたします。

[REDACTED] 委員さんよろしくお願ひいたします。

(議長退席、臨時委員長、委員長席へ移動)

私が、当委員会の年長委員ということでございますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、委員会条例第10条第2項の規定により、しばらくの間、臨時委員長の職を務めさせていただきます。

開会 午前10時05分

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

これより、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います。互選方法は、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、委員長に[REDACTED] 委員を指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、[REDACTED] 委員が委員長に當選されました。

この際、[REDACTED] 委員から當選のご挨拶をお願いいたします。

(委員長 自席で挨拶する)

以上で、私の職務は、終了いたしましたので、委員長と席を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

(臨時委員長、委員席へ・委員長、委員長席へ移動する)

再開 午前10時07分

[REDACTED]
再開いたします。

続きまして、委員会条例第9条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。互選方法は、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

[REDACTED]
ご異議なしと認め、副委員長に [REDACTED] 委員を指名いたします。
ただいまの指名にご異議ありませんか。

(異議なし)

[REDACTED]
ご異議なしと認めます。

よって、[REDACTED] 委員が副委員長に当選されました。
この際、[REDACTED] 委員から当選のご挨拶をお願いいたします。

(副委員長 自席で挨拶する)

[REDACTED]
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

(副委員長、副委員長席へ移動する)

[REDACTED]
それでは、再開に先立ち、審査順序につきまして おはかりいたします。

本日の審査順序につきましては、机上に配付しております案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

[REDACTED]
それでは、そのように進めさせていただきます。
なお、本日は、付託案件の審査終了後に、視察についてご協議いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、お知らせいたします。

今回は、改選後初めての常任委員会ですので、所管の理事者について紹介をいたしますのでよろしくお願ひいたします。

(部長より順次、理事者の自己紹介)

(事務局担当書記の自己紹介)

以上で、紹介を終わります。

(副委員長、委員席へ移動する)

(理事者入室)

再開 午前10時20分

再開いたします。

はじめに、歳出の部第2款「総務費」並びに、歳入の部第19款「繰越金」を一括議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

(挨拶する)

交通安全対策課長

(説明する)

財政課長

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

- ① 自転車安全利用対策費に関わり、民営自転車駐車場建設費補助金の対象施設の概要と補助率について伺いたい。
- ② 西川口駅西口の民営自転車駐車場は何箇所目か。

交通安全対策課長

- ① 所在地は、西川口1丁目のマンションの1階部分で、面積は126平方メートル、駐車台数は100台であり、補助率は、建設費の3分の1以内である。
- ② 西川口地区では3箇所目である。

- ① 自転車駐車場の形態、利用方法、料金設定について伺いたい。
- ② 民営自転車駐車場建設費補助金交付要綱に利用料金の設定については盛り込まれているのか。
- ③ 補助金を受けた自転車駐車場の設置は、西川口で3箇所目である

交通安全対策課長

のことだが、自転車駐車場を廃止した者はいるのか。また、自転車駐車場を廃止した場合の補助金の返還基準について伺いたい。

- ① 形態は、平置き4台、2段ラック96台の合計100台で、利用方法や料金設定は設置者に任せられている。
- ② 盛り込まれていない。
- ③ 過去、廃止して補助金を返還したのは1件ある。また、返還率は、営業期間1年未満の100パーセントから、10年未満の10パーセントまで、経過年数に応じて定めている。

[REDACTED]
マンションの1階部分であるとのことだが、自転車駐車場を設置することで、今までとは違った方々が出入りすることになる。設置、運営に関して、居住者への対応について伺いたい。

交通安全対策課長

自転車駐車場の設置者が、マンションの土地、建物のオーナーであることから、設置者から居住者に対して説明を行っている。

- ① 対象施設は駅からどのくらいの距離にあるのか。
- ② 自転車駐車場設置による放置自転車対策の効果について伺いたい。
- ③ 料金の設定について、市としては指導しないのか。また、参考までに市営の利用料金について伺いたい。
- ④ 民営自転車駐車場の利用料金について伺いたい。
- ⑤ 10年未満に自転車駐車場を廃止した場合の罰則について伺いたい。
- ⑥ 繰越金に関わり、財源は決算剰余金であるが、今回の補正で1億3,960万2,000円計上しているが、今後における補正財源について伺いたい。

交通安全対策課長

- ① 駅から直線で150メートルの距離である。
- ② 放置自転車の状況は、619台であり、民間の自転車駐車場の設置で緩和されることが期待される。
- ③ 料金設定については、民間の運営に任せている。また、市営の自転車駐車場の料金は、定期利用が月額2,100円、一時利用が1日1回100円である。
- ④ 民営自転車駐車場の料金については、定期利用が平均で3,500円、一時利用が1日1回200円である。
- ⑤ 補助金の返還率は、営業期間1年未満100%、2年未満90%、3年未満80%、5年未満70%、7年未満50%、9年未満30%、10年未満10%である。
- ⑥ 決算剰余金については、継続費過次繰越額及び繰越明許費を除き、

財政課長

約76億5,300万円であり、当初予算で20億円、今回の補正で1億3,960万2,000円計上したので、9月以降の補正財源は、約55億1,300万円となる。

- ① 平成19年度予算では、財政調整基金を取り崩しているか、基金との関係について伺いたい。
- ② 自転車駐車場料金が、民営は市営より高いが、なぜ指導しないのか。また、料金について、指導している近隣自治体はあるのか。

財政課長

- ① 財政調整基金は、平成19年度当初21億1,000万円を取り崩したが、約55億円の補正財源は、今後の行政需要により有効活用し、20年度以降も厳しい財政事情が見込まれることから基金の取り崩しの減額も合わせて検討していく。

交通安全対策課長

- ② 民営に対する指導は行う予定はない。また、料金の指導を指導している自治体があるとは聞いていない。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論)

民間であっても、市から補助を受けて自転車駐車場を整備する以上、市民が利用しやすい料金にすべきであり、料金設定について、今後、補助金交付要綱に盛り込み指導されるよう要望し賛成する。

以上で討論を打ち切り、一括採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、一括採決いたします。

歳出の部第2款並びに歳入の部第19款を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって本案は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

(理事者入替)

再開 午前10時42分

再開いたします。

続きまして、議案第84号「川口市防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

市民生活部長
防犯対策室長

(挨拶する)

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

県条例と重複するために市条例を削除することだが、削除せずに現状のまま運用してもよいのではないか。県条例との整合性について伺いたい。

防犯対策室長

県条例には罰則規定があり、当該規定を優先したものである。

市条例に罰則を設けることはできないのか。

防犯対策室長

昨年、市条例を制定するときに、県から性風俗関連の市条例について、罰則を付けることができないとの指導を受けた経緯があり、困難である。

県条例における罰則規定の内容について伺いたい。

防犯対策室長

客待ちについては、立っているだけで中止命令が出る。最初に警察官が中止命令を出し、それでも続けて違反している者に対し、20万円以下の罰金又は拘留もしくは料料が科せられる。

客待ちを発見したとき、どう対処すればよいのか。

防犯対策室長

発見した際、西川口駅前の交番や川口警察署に通報して頂きたい。防犯対策室に頂いた場合は、速やかに警察に連絡したいと考えている。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって、本案は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

(理事者入替)

再開 午前10時51分

再開いたします。

続きまして、議案第81号「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

総務部長

職員課長

(挨拶する)

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

- ① 選挙における開票管理者等の報酬額の100円減額の根拠について伺いたい。
- ② 改正による本市の影響額は、どのくらいか。
- ③ 各投票所における管理者の配置体制について伺いたい。また、老人ホーム等に入居され、投票に行けない方の立会人は、ここに含まれているのか。

職員課長

- ① 最近の公務員給与改定や物価の変動等の実情を考慮し、国に準拠した減額である。
- ② 影響額は、32,700円である。

③ 投票所は、81箇所で81人。期日前投票所は、7箇所、7人、開票所は、2箇所、2人である。また、老人ホーム等の立会人については把握していない。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を 原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって、本案は、可決されました。

続きまして、議案第91号「彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

職員課長

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

(質疑なし)

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。
よって、本案は、可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

(理事者入替)

再開 午前11時01分

再開いたします。

続きまして、議案第85号「川口市災害派遣手当等の支給に関する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

総務部長

災害対策室長

(挨拶する)

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

- ① 県内における条例制定の状況について伺いたい。
- ② 制定しない場合の罰則について伺いたい。
- ③ 災害対策基本法第32条第1項について伺いたい。
- ④ 国民保護法第154条について伺いたい。
- ⑤ 国民保護法第183条について伺いたい。
- ⑥ 条例の中身は手当となっているが、災害の位置付けについて伺いたい。
- ⑦ 武力攻撃災害について具体的に伺いたい。

災害対策室長

- ① 確認しているところでは、県内58市町村で制定されており、約85パーセントの制定率である。
- ② 罰則規定はない。
- ③ 派遣された職員の身分取扱いの規定であり、手当を支給することができる旨明記している。
- ④ 災害対策基本法第32条の規定を準用する規定である。
- ⑤ 緊急対処事態における国民保護の役割を武力攻撃事態に準用することを規定している。
- ⑥ 大規模災害を想定している。

⑦ 着上陸、ゲリラ部隊、弾道ミサイル、航空機攻撃の4類型と武力攻撃によって、緊急に対処しなければならない場合の災害である。

災害が発生したときに、職員、消防、その他のボランティア等、多くの人たちが、人名救助のために集まつくるが、災害派遣手当の支給対象者について伺いたい。

総務部長

災害対策基本法第29条及び第30条において、職員の派遣要請、斡旋が定められており、市として指定地方行政機関、指定公共機関に対し、派遣の要請が可能であり、加えて、地方自治法においても、他の自治体に派遣を求めることができるとされている。災害対策基本法第32条では、これらの規定に基づき派遣される、専門的知識や技術を有する職員が支給の対象となり、その身分取扱いを規定している。また、その基準は、昭和37年の政令で、総務大臣が定めたものであり、地方自治法と災害対策法をからめて定めたものである。

災害対策室長

職員の有する知識、技術に着目し、期間は長期間にわたり、事務は、応急・復旧対策、身分は併任し、派遣された指揮監督下に属する者が対象となる。これに対して、ボランティア等は、応援に該当し、期間は短期、事務は応援措置、身分は異動を伴わず、一体となって指揮下に入る性格のものであり、対象にはならない。

総務部長

対象は、地方自治法によるもの、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員である。それに対し、ボランティア等による応援は、災害対策基本法で別途規定している。

派遣手当の金額の根拠について、公用にかかる施設は、期間に関わらず一定額、その他の施設は、期間に応じて減額となっている。また、総務大臣の定める基準とのことだが、食費、宿泊代は含まれているのか。

災害対策室長

この額は、総務大臣が定めた額であるが、詳細は確認していない。

災害を受けた自治体の財政的な負担について伺いたい。また、支払えない場合の罰則はあるのか。

災害対策室長

罰則はない。応急対策に要した経費については、一部県が負担することができる規定がある。

- ① 県も支援してくれるということか。
- ② 派遣を要請する対象として、国、県の職員も含まれているのか。

災害対策室長

- ① 市の支払いが困難な部分については、災害対策基本法第93条の規定

により、県が一部を負担することができる。

- ② 国、県の知識を有した者に対し、派遣を要請することができる。

災害対策基本法による災害派遣手当を武力災害において、準用する場合の支給対象者について伺いたい。

災害対策室長

支給の対象となる職員は、災害派遣と同様である。

なお、自衛隊については、派遣要請はできるものの、この条例の支給対象とはならない。

- ① 条例がなくとも自治体同士の派遣はできるとのことだが、条例を制定しない場合の罰則はあるのか。また、新潟県中越地震の時の手当については、どう対応したのか。
- ② 派遣手当の金額の根拠について、国民保護法の武力攻撃を準用するがあるが、対象となる職員は違うのか。
- ③ 別表では、期間30日以内、60日以内、それ以上となっているが、1日につきとなっていることから、数日でも対象であると読み取れる。先ほど、昭和37年の基準との説明があったが、その額の根拠について伺いたい。また、その他の施設について、宿泊費は含まれているのか。

総務部長

- ① 罰則はない。災害対策基本法第29条の第2項で、派遣を受けた職員は、身分を併せ持ち、施行令で給料、手当を支給することが規定されている。

なお、新潟県中越地震では、人的支援の扱いで、県から市に派遣の依頼があり、り災証明、家屋調査など、地方自治法によらない派遣を行なった。人的支援で自主的に行なったものであり、10市で負担した。

災害対策室長

- ② 対象となる職員は同じである。
- ③ この手当の額は、総務大臣が定めた額で、当初は、それぞれ500円、700円といった額であったが、昭和51年、平成7年にそれぞれ改定し、現在の額になったものである。なお、宿泊費については、武力攻撃の場合を準用する。

- ① 宿泊費であれば、その他の施設の場合、滞在した期間によって手当に差があるのはおかしいのではないか。
- ② 国民保護法第183条の準用規定は、武力攻撃事態の際には、市の職員が派遣されることもあるということだが、さらに、自衛隊が派遣されることもあるとなっているが、その根拠について伺いたい。

災害対策室長

総務部長

- ① 差額については確認できなかった。

- ② いわゆる国民保護法では、指定行政機関等の職員は、第151条の

規定に基づき、派遣要請するが、職員の身分の取扱いを準用するものである。自衛隊派遣は、第15条で必要があると認められるときに、派遣の要請が規定されている。

応援と派遣の違いで、応援の場合は、自前で負担するとのことだが、武力攻撃事態の場合、市町村は、どう対応するのか。

総務部長

国民保護法において、自衛隊の派遣が定められている。本来業務であるため、手当の対象にならない。自衛隊は、国民の平和、安全を守るためのものである。但し、資機材、まかないの材料費等は、負担できる。

災害対策基本法で包括しているが、自然災害であれば、この規定は重要である。国民保護法は武力を想定しており、条例を分けるべきではないか。

総務部長

いわゆる国民保護法第154条において、災害対策基本法第32条を準用することが規定されており、武力攻撃事態において、準用するものである。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論)

災害復旧のために自治体職員が派遣されるのは当然のことである。しかし、災害地に費用負担をさせることは、否定はしないが問題である。さらに武力攻撃事態における派遣については、国の外交権から生じる話であり、自治体が負担することには賛成できない。

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者多数)

起立者多数あります。

よって、本案は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

(理事者入替)

再開 午前11時51分

再開いたします。

続きまして、議案第82号「川口市税条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

理財部長

税制課長

(挨拶する)

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

郵政民営化に伴う課税について伺いたい。

固定資産税課長

特定郵便局は従来から固定資産税を課税しており、本局については、日本郵政公社有資産所在市町村納付金として市に交付されていたが、民営化に伴い、平成20年度から、本局に対しては、事業用資産として、固定資産税及び都市計画税を課税する。

- ① 課税による影響額について伺いたい。
- ② ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の2社については、川口市では課税されることになるのか。
- ③ 法人課税信託による個人への課税の有無について伺いたい。

固定資産税課長

- ① 試算ではあるが、140万円から150万円程度の見込みである。
- ② 日本郵政公社の民営化後の経営形態が明確に示されていないが、川口局を例に説明すると、現在、局内で行われている業務が、4つの事業会社に分けられ、郵便局株式会社に、他の3社の窓口業務が委託されることとされている。川口局の土地と建物については、郵便事業株式会社が所有する予定であり、固定資産税と都市計画税が課税されることとなる。

なお、ゆうちょ銀行が、民営化に伴う新たな顧客サービスの開発等により、窓口の端末機等を新規に取得した場合には、償却資産に対して固定資産税が課税されることになる。

- ③ いまのところ不明である。

市民税課長

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって、本案は、起立者全員で可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後0時05分

(理事者入替)

再開 午後0時45分

再開いたします。

続きまして、議案第83号「川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

税制課長

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

改正に関わる証明書の申請実績について伺いたい。

税制課長

証明書の申請はない。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって、本案は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後0時49分

(理事者入替)

(陳謝)

再開に先立ち、ここで、理財部長から発言を求められておりますので、よろしくお願ひいたします。

理財部長

(陳謝する)

前原委員長

以上、お聞き及びのとおりです。

再開 午後0時50分

再開いたします。

続きまして、議案第89号「財産の取得について」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

理財部長

(挨拶する)

契約課長

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

- ① 予定価格とその内訳について伺いたい。

② 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定について伺いたい。

契約課長

① 予定価格は、7,700万円で、内訳は、シャシ部分1,459万5,000円、ぎ装部分が4,252万5,000円、その他の付属品等が1,988万円である。

② 競争入札に付し入札者がないとき、又は、再度の入札に付し落札者がないときは、随意契約によることができると規定されている。

■■■■■
① 指名競争入札から随意契約に移行した理由について伺いたい。
② 3社以外に指名できる業者はなかったのか。

契約課長

① 競争入札に付したが、予定価格に至らず、不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約に移行したものである。

② 他に1社あるが、問題があり指名しなかった。

■■■■■
① 現在の車両と買替え車両の違いについて伺いたい。
② 買替えの理由について伺いたい。

契約課長

① 全長で1.5メートル大きく、拡幅することにより、10畳程度が確保でき、10名程度の収容ができる避難場所にも使える。また、トイレが溜め込み式から燃焼型になったこと、さらに、ソーラーパネルが設置されていることにより、機器を動かすことができる。

② 広域消防応援体制の充実と危機管理体制の強化を図るほか、ノックス法による規制で平成20年2月以降、車検が通らなくなるためである。

■■■■■
車体が13トンあるとのことだが、災害時に駐車場の確保がしにくいなど、使いにくいのではないか。

契約課長

被災地からの要請を受け、県単位での出動となるため、駐車スペースは確保されており、仮に平坦でなくても、駐車は可能である。

■■■■■
市内の災害時、例えば火災などでも出動は可能なのか。

契約課長

市内で火災による出動は、現在の車両でも、平成16年度から17年度で、2回ずつ出動しており、一時的に避難場所としても利用している。

購入するにあたり、国庫補助金の基準額と補助率について伺いたい。

契約課長

補助基準額は、3,787万4,000円で、その2分の1の1,893万7,000円が補助金である。

購入金額と補助金の差額が市の負担になるのであれば、国に対し、補助基準額の引き上げを働きかけるべきではないか。

契約課長

消防本部には伝えたい。また、補助金との差額に市債が5,040万円充当されており、補助金と市債を引いた残り、約800万円が一般財源である。

- ① 予定価格を超えて入札された3社での指名競争入札は、不自然ではないか。
- ② 現有車両のメーカーについて伺いたい。
- ③ この種の車両を生産できるメーカーは何社あるのか。
- ④ 買替え後の現行車両の活用方法について伺いたい。

契約課長

- ① 消防本部において、予定価格策定時に他市の導入例とメーカー2社からの参考見積から、本市の仕様を策定し、適正に積算しているものと考えている。
- ② 日産ディーゼル株式会社埼玉販売本社である。
- ③ 把握していない。
- ④ 消防庁通達により、テロ等に悪用される危険を回避するため、廃棄するものである。

- ① 現有車両の入札時に参加したメーカーはどこか。
- ② 指名競争入札から随意契約に移行した経緯について伺いたい。
- ③ 通達は理解するが、効率よく災害などに対処するため、市が再利用するよう工夫すべきではないのか。

契約課長

- ① 把握していない。
- ② 消防機能充実のために積算した仕様であり、不調の後、最低価格を提示した業者と交渉し、予定価格内で決定した。
- ③ ぎ装部分は、容易に設置できるものではないが、趣旨を消防本部に伝える。

ぎ装部分については、再利用について、国に積極的に働きかけるべきではないか。

理財部長

国に対し、働きかけるよう消防本部に伝える。

- ① 隨意契約に移行したことにより、200万円の減額となったが、これは仕様を見直したことによるものか。
- ② 現行車両の処分費用について伺いたい。

契約課長

- ① 仕様の変更、見直しは行っていない。
- ② 購入価格の中に含まれているため、具体的な金額はわからない。

契約業者が引き取るのか。

契約課長

分解を含む処分料が入っており、契約業者が引き取る。

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時28分

(理事者入替)

再開 午後1時30分

再開いたします。

最後に、歳出の部第9款「消防費」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

消防長

消防総務課長

(挨拶する)

(説明する)

以上で説明は終わりました。

これより、質疑を許します。

- ① 非常備消防費に関わり、増額理由は、定員424人に対する消防団員等退職報償基金掛金の引き上げとのことであるが、現在の消防団員数について伺いたい。
- ② 消防施設費に関わり、今回購入する土地の面積及び単価について伺いたい。
- ③ 現在の交番の面積、賃借料について伺いたい。
- ④ 移転費用について伺いたい。

消防総務課長

- ① 現在の消防団員の人数は、377人である。
- ② 購入面積は、142,63平方メートルで、1平方メートルあたり27万2,000円である。
- ③ 現在の交番の面積は、72平方メートル、賃貸借料は、88万272円である。
- ④ 購入後の賃貸借契約等の事務は、管財課で行う。移転費用については、県が負担する。

- ① 掛金が2,000円上がる根拠について伺いたい。
- ② 現在の掛金の金額と引き上げられた後の金額について伺いたい。
- ③ 前回の引き上げはいつか。掛金が引き上げられることにより、退職報償金に反映されるのか。
- ④ 市内で市有地に建っている交番は何件か。
- ⑤ 交番の移転費用について、市の負担を再度確認したい。
- ⑥ 建替え後、救急車、はしご車は置けるようになるのか。

消防総務課長

- ① 消防団員の減少、消防団幹部の退職が増加していることから、共済基金の将来の安定した財政運営を確保するためである。
- ② 現在は、1万7,200円、改正後は、1万9,200円である。
- ③ 平成16年度に見直しがなされ、これにより、勤務年数が30年以上の団長の退職金は、92万9,000円となり、5年以上10年未満で退職する消防団員は、14万4,000円である。
- ④ 市内の市有地には、6ヶ所あると聞いている。
- ⑤ 市の負担はない。
- ⑥ 新たに救急自動車を配備する予定である。なお、はしご車はスペースがなく予定していない。

消防総務課長

交番の今後の整備計画について伺いたい。

用地購入後、埼玉県において、今年度中に交番建替えに着手し、完成後、現交番は解体され、その後、跡地に上青木分署を増築し、平成20年度中に救急自動車を配備する予定である。

- ① 民有地の所有した期間について伺いたい。
- ② 近隣の土地の市場価格について伺いたい。

消防総務課長

- ① 用地対策課の情報により予算化したため、現在資料を持ち合わせていない。
- ② 標準画地価格は、1平方メートルあたり、25万9,000円であり、これに5%を乗じた27万2,000円が評価額である。

消防総務課長

民間が公的機関に売却する場合は、税金の控除などがあり、売主がより多くの利益を得ることがある。もう少し低価格でいいのではと考える。市民から批判のないよう、今後も、用地交渉には、慎重に対応をしてほしい。(要望)

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

(討論なし)

以上で討論を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、採決いたします。

歳出の部第9款を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

起立者全員であります。

よって本案は、可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時46分

[
]
(理事者退席)

(視察行程)

引き続きまして、委員会視察についてよろしくお願ひいたします。
事務局より、日程及び視察地について説明願います。

[
]
(事務局説明する)

ただ今、説明のありましたとおり、日程は7月4日（水）から7月6日（金）までの2泊3日、視察地については、福岡市、佐賀市及び熊本市ということで、よろしいでしょうか。

[
]
(異議なし)

[
]
それでは、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、正副委員長にご一任くださいますようよろしくお願ひいたします。

また、服装につきましては、クールビズにて訪問させていただく旨、視察先の了承を得て参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[
]
(閉会中の継続審査)

再開 午後1時49分

[
]
再開いたします。

最後に、お手元に配付いたしております
特定事件の審査につきましては、閉会中の継続審査とすることでご異議
ありませんか。

[
]
(異議なし)

[
]
ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時50分